

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 シ ャ ー プ 株 式 会 社
代表者名 取締役社長 高 橋 興 三
(コード番号 6753)

**第三者割当による種類株式の発行、定款の一部変更、資本金及び資本準備金の額の減少
並びに剩余金の処分に関するお知らせ**

当社は、平成 27 年 5 月 14 日開催の取締役会において、次の①から④までの各事項について決議いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

- ① 株式会社みずほ銀行（以下、「みずほ銀行」といいます。）及び株式会社三菱東京UFJ銀行（以下、「三菱東京UFJ銀行」とい、みずほ銀行と併せて、「本件引受金融機関」といいます。）との間で、株式引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、本件引受金融機関に総額 200,000 百万円の A 種種類株式を発行すること
- ② ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合（以下、「JIS」といいます。）との間で、引受契約書を締結し、第三者割当の方法により、JIS に総額 25,000 百万円の B 種種類株式を発行すること
- ③ A 種種類株式及び B 種種類株式（以下、併せて「本種類株式」といいます。）の払込みを停止条件とし、当該払込みの日を効力発生日として、資本金及び資本準備金の額を減少し（以下、「本資本金等の額の減少」といいます。）、本資本金等の額の減少により発生したその他資本剩余金の一部で繰越利益剰余金の欠損を填補すること（以下、「本剩余金の処分」といいます。）
- ④ 平成 27 年 6 月 23 日開催予定の第 121 期定期株主総会（以下、「本定期株主総会」といいます。）に、A 種種類株式及び B 種種類株式の新設等に係る定款の一部変更（以下、「本定款変更」といいます。詳細については下記「IV. 本定款変更について」をご参照ください。）、本種類株式の発行、本資本金等の額の減少及び本剩余金の処分に係る各議案を付議すること

本種類株式の発行は、本定款変更、本種類株式の発行及び本資本金等の額の減少に係る議案が本定期株主総会で承認が得られること等を条件としています。また、本件引受金融機関による A 種種類株式に係る払込みは、本定期株主総会における本定款変更、本種類株式の発行及び本資本金等の額の減少に係る各議案の承認、JIS による B 種種類株式に係る払込みが合理的に確実であること並びに本件引受金融機関が合理的に満足する内容での金融機関等調整等を条件としており、JIS による B 種種類株式に係る払込みは、本定期株主総会における本定款変更、本種類株式の発行、本資本金等の額の減少及び JIS が予め指名する 2 名の当社社外取締役への選任に係る各議案の承認、本件引受金融機関による A 種種類株式に係る払込みの完了並びに JIS が合理的に満足する金融機関等調整に関する同意書の取得等を条件としています。

なお、本種類株式については、株主総会における議決権はありませんが、本種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。しかしながら、下記「III. 5. (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠」に記載のとおり、希薄化によって既存株主の皆様に生じる影響をより少なくするための方策を講じております。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

また、本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分は、貸借対照表の純資産の部における振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じさせるものではありません。株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」といいます。）市場第一部における当社普通株式の上場は、引き続き維持されます。

I. 本件の目的

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、時代を先取りする独自商品の開発を通じて、企業価値の向上に努めるとともに、社会への貢献を果たしてきました。

また、当社グループは、先進のエレクトロニクス技術を駆使し、顧客ニーズを捉えた革新的な商品やサービスを創出することが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えております。

そのような中、当社は 2000 年代初頭より、液晶テレビや国内携帯電話などを成長エンジンとして業績を拡大させ、さらなる成長を目指し、当社の強みとする液晶に多額の投資を行ってまいりました。しかしながら、市場の拡大とともに、デジタル家電製品を中心にコモディティ化が急速に進行し、コスト競争力を背景に積極的に市場展開する海外企業に対して劣勢を強いられることになりました。加えて、平成 20 年のリーマンショック以降の世界景気の後退や、国内エコポイント制度などによる需要変動への対応が遅れ、平成 20 年 3 月期をピークに当社の売上高は減少に転じました。

このような事態を受けて、当社は平成 25 年に中期経営計画を策定し、「再生と成長」の実現に向けて、事業ポートフォリオの再構築、液晶事業の収益性改善、アセアンを最重点地域とした海外事業の拡大、全社コスト構造改革による固定費削減、財務体質の改善に全力で取り組んでまいりました。その結果、平成 26 年 3 月期においては連結営業利益 108,560 百万円、連結当期純利益 11,559 百万円を計上して黒字化を達成するなど、一定の成果は見られたものの、平成 27 年 3 月期においては米州の液晶テレビやエネルギーソリューションの事業環境悪化への対応不足、中小型液晶の市場変化の見誤りと価格下落への対応力・営業力不足に加え、体質改善処理としてソーラーパネルのポリシリコンの長期契約に対する単価差の引当、及び中小型液晶の在庫評価減を織り込んだことにより、大幅な赤字を計上するに至りました。

これら業績悪化の要因は、①変化への機敏な対応力の弱さ、②成長事業の立ち上げ遅れ、③コスト競争力の低下、④ガバナンス・経営管理力の不足にあったと認識しております。

かかる状況を開き、再び業績回復基調を取り戻すため、当社は、抜本的構造改革を踏まえた下記「II. 本計画の概要」に記載のとおりの中期経営計画（以下、「本計画」といいます。なお、本計画の詳細については、当社が本日別途発表しております「2015～2017 年度 中期経営計画の策定に関するお知らせ」をご参照ください。）を作成いたしました。具体的には、1. 事業ポートフォリオの再構築、2. 固定費削減の断行、3. 組織・ガバナンスの再編・強化、の 3 つの重点戦略を設定し、抜本的構造改革の断行による安定的収益基盤の構築を図っております。なお、抜本的構造改革の断行には、多額の純資産の毀損を伴うこと、また、業績回復基調を取り戻すためには成長分野への継続的な投資が必要であることから、当社は、本件引受金融機関に対して A 種種類株式を発行して抜本的構造改革により毀損した資本の補強を行うと同時に、国内で一定の投資実績を有し、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針に賛同いただける J I S に対して B 種種類株式の発行による資金調達を行うことといたします。

本件引受金融機関によるご出資により、財務体質の安定化を図った上で、抜本的構造改革を断行するとともに、J I S から調達する資金を、成長分野への投資資金に充当することで、当社グループの安定的収益基盤の構築に取り組んでまいります。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

II. 本計画の概要

以下、3つの重点戦略を着実に実行し、「抜本的構造改革の断行による安定的収益基盤の構築」を目指してまいります。

1. 事業ポートフォリオの再構築

現行の2ビジネスグループ・8事業本部を、顧客や事業特性に応じた5つのカンパニーに再編。事業ポートフォリオを再構築し、収益力の向上に取り組んでまいります。

- ・コンシューマーエレクトロニクスカンパニー
- ・エネルギーソリューションカンパニー
- ・ビジネスソリューションカンパニー
- ・電子デバイスカンパニー
- ・ディスプレイデバイスカンパニー

2. 固定費削減の断行

抜本的なコスト構造改革を断行し、将来を見据えた収益力向上を図ってまいります。具体的には、事業構造・拠点改革の推進、希望退職や海外拠点縮小に伴う人員削減、本社のスリム化や緊急人件費対策などを実行いたします。

3. 組織・ガバナンスの再編・強化

(1) カンパニー制の導入とその狙い

本年10月よりカンパニー制の導入を予定。コーポレートによる統制の強化と各カンパニーの自律性の確立を両立することにより、規律あるスピード経営の実現を目指してまいります。各カンパニーは①財務三表に基づく経営、②生産から販売までの一貫体制の構築、③組織のフラット化による市場変化への迅速な対応を実現してまいります。

(2) 抜本的な人事改革

会社再生に向け、重要な役割を担う人材にベストな成長機会と働き甲斐ある処遇を提供し、各事業領域での厳しい競争を勝ち抜く強い組織をつくるため、以下の人事改革に取り組んでまいります。

- ① 等級・報酬制度の見直し
- ② 処遇の適正化
- ③ 実力ベースの人材登用徹底
- ④ 組織のフラット化・シンプル化

(3) 経営体制の刷新

中期経営計画の実行をより確実なものとすべく、経営体制を刷新いたします。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

III. 第三者割当による本種類株式の発行について

1. 募集の概要

(1) A種種類株式

① 払込期日	平成 27 年 6 月 30 日
② 発行新株式数	200,000 株
③ 発行価額	1 株につき 1,000,000 円
④ 調達資金の額	200,000,000,000 円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法により割り当てる。</p> <p>みずほ銀行 100,000 株</p> <p>三菱東京UFJ銀行 100,000 株</p>
⑥ その他の	<p>詳細は別紙 1 「A種種類株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>A種種類株式の配当率(年)は、日本円 TIBOR(6か月物)に 2.5%を加算した数値に設定されており、累積・非参加型のものであります。また、A種種類株主は普通株主に優先して配当を受け取ることができます。</p> <p>A種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。</p> <p>A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されております。</p> <p>全てのA種種類株式について、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合における最大の希薄化率は、A種種類株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で、約 118.7%となります。</p> <p>普通株式を対価とする取得請求権は、平成 31 年 7 月 1 日以降にのみ行使が可能です。</p> <p>本件引受金融機関によるA種種類株式に係る払込みは、本定時株主総会における本定款変更、本種類株式の発行及び本資本金等の額の減少に係る各議案の承認、JISによるB種種類株式に係る払込みが合理的に確実であること並びに本件引受金融機関が合理的に満足する内容での金融機関等調整等を条件としております。</p>

(2) B種種類株式

① 払込期日	平成 27 年 6 月 30 日
② 発行新株式数	25,000 株
③ 発行価額	1 株につき 1,000,000 円
④ 調達資金の額	25,000,000,000 円
⑤ 募集又は割当方法 (割当予定先)	<p>第三者割当の方法により割り当てる。</p> <p>JIS 25,000 株</p>
⑥ その他の	<p>詳細は別紙 2 「B種種類株式発行要項」をご参照ください。</p> <p>B種種類株式の配当率(年)は、剰余金の配当の基準日が平成 30 年 3 月末日以前に終了する事業年度に属する場合は 7.0%とし、平成 30 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度に属する場合は 8.0%に設定されており、累積・非参加型のものであります。また、B種種類株主はA種種類株主及び普通株主に優先して配当を受け取ることができます。</p> <p>B種種類株式には議決権はなく、譲渡制限が付されております。</p> <p>B種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び金銭を対価とす</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

	<p>る取得条項が付されております。なお、金銭を対価とする取得請求権は付されておりません。</p> <p>全てのB種種類株式について、普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合における最大の希薄化率は、B種種類株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額が存在しない状態で、約 20.8%となります。</p> <p>当社とJISは、引受契約書において、B種種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使条件について合意しており、普通株式を対価とする取得請求権の行使によって当社の普通株式が交付されるのは、原則として平成30年7月1日以降となります。</p> <p>JISによるB種種類株式に係る払込みは、本定時株主総会における本定款変更、本種類株式の発行、本資本金等の額の減少及びJISが予め指名する2名の当社社外取締役への選任に係る各議案の承認、本件引受金融機関によるA種種類株式に係る払込みの完了並びにJISが合理的に満足する金融機関等調整に関する同意書の取得等を条件としております。</p>
--	---

2. 募集の目的及び理由

(1) A種種類株式及びB種種類株式の発行経緯・目的

当社は、上記「I. 本件の目的」に記載のとおり、本計画を新たに策定し、本件引受金融機関によるご出資により、財務体質の安定化を図った上で、抜本的構造改革を断行するとともに、JISから調達する資金を、成長分野への投資資金に充当することで、当社グループの安定的収益基盤の構築を目指すため、本種類株式を発行いたします。

(2) A種種類株式及びB種種類株式による資金調達を実施する理由

当社は、財務体質の安定化を図る一方で、既存の株主の皆様への影響に配慮する観点から、これまで様々な選択肢を検討してまいりましたが、当社が本日別途発表しております「平成27年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載のとおり、平成27年3月期において、連結純資産は44,515百万円となり、当社の純資産が大幅に減少している財務状況に鑑みると、財務体質の安定化を図るために、金融機関等からの借入や社債発行による負債性の資金調達を実施するよりも、資本性の資金調達を実施することにより自己資本の増強を図ることが必要かつ適切であると考えております。

また、資金調達手法に関しては、当社を取り巻く経営環境、当社の財政状態及び経営成績、当社の株価の状況等を勘案すると、普通株式の公募増資や第三者割当増資の実施は、普通株式の希薄化を直ちにもたらすことにもなり、株主の皆様に対する不利益を生じさせかねないことから適切でないと判断いたしました。当社としては、普通株式の急激な希薄化を抑制しつつ、必要な資金を確実に調達し、財務体質の安定化を図るために種類株式の発行による資金調達が最適であると判断いたしました。

そこで、当社は、当社の主要取引金融機関である本件引受金融機関に対して、A種種類株式を発行すること、また、種類株式による投資実績、投資家の特性、調達金額の規模等を勘案した上で、当社の現状、事業目的や経営方針にご理解をいただける投資家であるJISに対してB種種類株式を発行することが最善の選択であると判断いたしました。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行について一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(3) A種種類株式及びB種種類株式の概要

① 配当

A種種類株式の優先配当率（年）は、日本円T I B O R（6か月物）に2.5%を加算した数値に設定されており、ある事業年度において、A種種類株主への配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降の事業年度に累積します。A種種類株主は、原則として、当該優先配当の額を超えて剩余金の配当を受け取ることはできません。

B種種類株式の優先配当率（年）は、剩余金の配当の基準日が平成30年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合は7.0%とし、平成30年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合は8.0%に設定されており、ある事業年度において、B種種類株主への配当金が不足した場合、当該不足額は翌事業年度以降の事業年度に累積します。B種種類株主は、原則として、当該優先配当の額を超えて剩余金の配当を受け取ることはできません。

本種類株式に係る種類株主及び普通株主の剩余金の配当に関する優先劣後関係は、B種種類株式の累積未払配当金相当額が第1順位、B種種類株式の優先配当金が第2順位、A種種類株式の累積未払配当金相当額が第3順位、A種種類株式の優先配当金が第4順位、普通株式の配当が第5順位となります。

② A種種類株式の取得請求権及び取得条項

A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されております。

A種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。A種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権は、平成31年7月1日以降にのみ行使が可能です。A種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権の当初の取得価額（以下、「A種当初取得価額」といいます。）は、平成31年7月1日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格の平均値相当額（以下、「VWAP平均」といいます。）です（但し、当初取得価額の下限は100円です。）。取得価額は、平成32年1月1日及びそれ以降の6か月毎に、当該日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAP平均の95%に相当する額に修正されます。取得価額の上限は、A種当初取得価額の150%であり、取得価額の下限は、A種当初取得価額の50%又は100円のいずれか高い方の金額です。A種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数は、取得請求権を行使したA種種類株式の払込金額相当額に、A種種類株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を加えた額を、取得価額で除して得られる数となります。

A種種類株式には、金銭を対価とする取得請求権が付されております。A種種類株式に付された金銭を対価とする取得請求権は、平成33年7月1日以降、分配可能額がB種種類株式の払込金額相当額、累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計を超える場合に、当該超える金額についてのみ行使可能です。A種種類株式に付された金銭を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される金銭の額は、取得請求権を行使したA種種類株式の払込金額相当額に110%を乗じて得られた額に、A種種類株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を加えた額となります。

A種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。A種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項は、平成28年7月1日以降いつでも、発行済のB種種類株式（但し、当社が保有するものは除きます。）が存在しない場合に限り、当社の取締役会が別に定める日（以下、「A種金銭対価償還日」といいます。）が到来することをもって、A種種類株主に対してA種金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができます。A種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項を行使する場合に交付される金銭の額は、取得条項を行使したA種種類株式の払込金額相当額に110%を乗じて得られた額に、A種種類株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

額を加えた額となります。

上記のとおり、本件引受金融機関（A種種類株主）は、平成 31 年 6 月 30 日までは、普通株式を対価とする取得請求権行使することができません。そのため、当社は、普通株式の早期の希薄化を回避し、本計画の実行による企業価値向上のための時間的猶予を確保することができます。また、当社は、本計画の実行による内部留保資金の積み上げを行い、金銭を対価とする取得条項を用いて A 種種類株式を取得することにより、普通株式を対価とする取得請求権による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することを目指しております。

また、取得価額の修正に際して、修正後の取得価額の下限が一定に固定されていることから、仮に当社の株価が下落した場合であっても、普通株式を対価とする取得請求権により一定以上の希薄化が生じることは抑制されています。

③ B 種種類株式の取得請求権及び取得条項

B 種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権及び金銭を対価とする取得条項が付されております。なお、金銭を対価とする取得請求権は付されておりません。

B 種種類株式には、普通株式を対価とする取得請求権が付されております。B 種種類株式の発行要項では、平成 27 年 7 月 1 日以降いつでも、当社に対して、普通株式を対価として B 種種類株式の全部又は一部を取得することを請求できることとなっておりますが、J I S は、当社と締結した引受契約書の規定により、平成 30 年 7 月 1 日以降においてのみ、B 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権行使することができます。但し、当該契約において、(i) 当社が当事者となっている一定の借入契約等に規定されている財務制限条項に当社が違反し、若しくは重大な債務不履行事由等に当社が該当することにより、当社が当該借入契約等に基づき負う債務の期限の利益を喪失した場合、(ii) 当社が J I S との間で締結した引受契約書上の義務若しくは表明保証条項の違反（但し、原則として軽微な違反を除きます。）がある場合、(iii) 当社の分配可能額が、一定の額を下回る場合、(iv) 当社が金融商品取引法に基づく有価証券報告書若しくは四半期報告書その他の開示書類の提出、届出若しくは開示をしない場合、(v) 平成 28 年 3 月期以降のいずれかの事業年度において、当社の連結営業利益が本計画で定める連結営業利益を一定程度下回る場合、又は、(vi) J I S が、当社から金銭を対価とする B 種種類株式の取得条項行使する旨の書面による通知を受領した場合（以下、併せて「転換制限解除事由」といいます。）には、平成 30 年 6 月 30 日以前であっても、J I S は、普通株式を対価とする取得請求権行使ができるものとすることが合意されています。なお、当社は、転換制限解除事由が生じたことが判明した場合、又は普通株式を対価とする取得請求権の行使に係る通知を受領した場合には、直ちにこれを開示いたします。

B 種種類株式に付された普通株式を対価とする取得請求権が行使された場合に交付される普通株式の数は、取得請求権行使する日に応じて、取得請求権行使した B 種種類株式の払込金額相当額に次の係数を乗じて得られる額に、B 種種類株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を加えた額を、取得価額で除して得られる数となります。

平成 27 年 7 月 1 日から平成 28 年 6 月 30 日まで	1.05
平成 28 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日まで	1.12
平成 29 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日まで	1.19
平成 30 年 7 月 1 日から平成 31 年 6 月 30 日まで	1.26
平成 31 年 7 月 1 日から平成 32 年 6 月 30 日まで	1.33
平成 32 年 7 月 1 日以降	1.40

この場合の当初の取得価額は、248.3 円（以下、「B 種当初取得価額」といいます。）であり、平成 27 年 9 月 15 日及びそれ以降の 6 か月毎に、当該日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表す

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

る当社の普通株式の普通取引のVWAP平均の90%に相当する額に修正されます。取得価額の上限は、B種当初取得価額、取得価額の初回修正日である平成27年9月15日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAP平均又は取得価額の第2回目の修正日である平成28年3月15日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当社の普通株式の普通取引のVWAP平均のうち最も低い額であり、取得価額の下限は、100円です。

B種種類株式には、金銭を対価とする取得条項が付されております。B種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項は、平成28年7月1日以降いつでも、当社の取締役会が別に定める日（以下、「B種金銭対価償還日」といいます。）が到来することをもって、B種種類株主に対してB種金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することが可能です。なお、取得条項に基づく取得日より前に普通株式を対価とする取得請求権行使する旨の通知がなされた場合、当該取得請求に係るB種種類株式を除くその他のB種種類株式についてのみ、金銭を対価とする取得条項に基づく取得がなされます。

B種種類株式に付された金銭を対価とする取得条項行使する場合に交付される金銭の額は、取得条項を行使したB種種類株式の払込金額相当額にB種金銭対価償還日の時期に応じて決定される次の償還係数を乗じた額に、B種種類株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を加えた額となります。

平成28年7月1日から平成29年6月30日まで	1.12
平成29年7月1日から平成30年6月30日まで	1.19
平成30年7月1日から平成31年6月30日まで	1.26
平成31年7月1日から平成32年6月30日まで	1.33
平成32年7月1日以後	1.40

上記のとおり、JIS（B種種類株主）は、転換制限解除事由が発生しない限り、平成30年6月30日までは、普通株式を対価とする取得請求権行使することができません。そのため、当社は、普通株式の早期の希薄化を回避し、本計画の実行による企業価値向上のための時間的猶予を確保することができます。また、当社は、本計画の実行による内部留保資金の積み上げを行い、金銭を対価とする取得条項を用いてB種種類株式を取得することにより、普通株式を対価とする取得請求権による希薄化が顕在化することを可能な限り回避することを目指しております。

また、取得価額の修正に際して、修正後の取得価額の下限が一定に固定されていることから、仮に当社の株価が下落した場合であっても、普通株式を対価とする取得請求権により一定以上の希薄化が生じることは抑制されています。

④ 議決権及び譲渡制限

A種種類株式及びB種種類株式には株主総会における議決権が付与されておらず、その譲渡については、当社取締役会の承認を要します。

その他、A種種類株式及びB種種類株式の詳細につきましては、別紙1「A種種類株式発行要項」及び別紙2「B種種類株式発行要項」をご参照ください。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定期

(1) 調達する資金の額

① 払込金額の総額	225,000,000,000円
② 発行諸費用の概算額	400,000,000円
③ 差引手取概算額	224,600,000,000円

(注1)「発行諸費用の概算額」には消費税は含まれておりません。

(注2)「発行諸費用の概算額」の主な内訳は、登記関連費用、ファイナンシャル・アドバイザリー・フィー及びリーガル・アドバイザリー・フィーです。

(2) 調達する資金の具体的な使途

① A種種類株式

具体的な使途	金額	支出予定期
a. みずほ銀行グループからの当社及び当社子会社の借入金の弁済	100,000百万円	平成27年6月
b. 三菱東京UFJ銀行グループからの当社及び当社子会社の借入金の弁済	100,000百万円	平成27年6月

② B種種類株式

具体的な使途	金額	支出予定期
a. 液晶事業における高精細化・歩留り改善に向けた機械設備等の新規導入・更新、その他合理化投資等	17,600百万円	平成27年7月 ～平成30年3月
b. 健康環境事業における日本・中国・アジア向け新製品金型投資、その他国内外各工場における合理化投資等	4,000百万円	平成27年7月 ～平成30年3月
c. ビジネスソリューション事業における新製品向け金型投資、その他各工場における合理化投資等	3,000百万円	平成27年7月 ～平成30年3月

(注1) 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

(注2) 合理化投資等とは、具体的には、生産性向上やコスト低減等、本計画の達成に資する投資支出等への充当を想定しております。

4. 資金使途の合理性に関する考え方

A種種類株式の発行により調達する資金については、みずほ銀行グループ及び三菱東京UFJ銀行グループから当社及び当社子会社が借り入れている有利子負債200,000百万円の弁済のための資金として使用することで、当社の財務体質の安定化に資することから、上記の資金使途は合理性があるものと判断しております。

また、B種種類株式の発行により調達する資金については、上記「I. 本件の目的」及び上記「II. 本計画の概要」に記載のとおり、本計画の一環として行われるものであり、当社グループの安定的収益基盤の構築に必要不可欠であることから、上記の資金使途は合理性があるものと判断しております。

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

当社は、本種類株式の発行条件の決定にあたっては、公正性を期すため、当社から独立した第三者評価

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社（以下、「デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー」といいます。）に対して本種類株式の価値分析を依頼した上で、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーより、本種類株式の算定報告書（以下、「本算定報告書」といいます。）を取得しております。デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーは、一定の前提（本種類株式の配当率、普通株式を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得請求権、金銭を対価とする取得条項、当社普通株式の株価及び株価変動率等）の下、一般的な価値算定モデルである二項ツリー・モデルを用いて本種類株式の価値分析を実施しております。本算定報告書においては、A種種類株式の1株当たりの価格は664千円～847千円、B種種類株式の1株当たりの価格は1,182千円～1,279千円とされております。

なお、本種類株式の価値分析結果の詳細は、下記のとおりであります。

① 本種類株式の価値分析結果

A種種類株式	1株当たり 664千円～847千円
B種種類株式	1株当たり 1,182千円～1,279千円

② 採用数値の概要

株価	202円（平成27年5月13日の東京証券取引所における終値）
配当利回り	0.0%（普通株式の直近の配当実績に基づき算出）
株価変動率	30%（直近の株価情報を日次観察して算出）
無リスク利子率	0.46%（日本国債の長期利回りを採用）

当社は、当社から独立した第三者評価機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリーによる本算定報告書における上記評価結果や、本種類株式の発行条件は当社の置かれた事業環境及び財務状況を考慮した上で、割当予定先との協議・交渉を通じて決定されていることを総合的に勘案し、本種類株式の発行は有利発行には該当しないと判断いたしました。

しかしながら、本種類株式には客観的な市場価格がなく、また種類株式の評価は非常に高度かつ複雑であり、その評価については様々な考え方があり得ることから、会社法上、本種類株式の払込金額が割当予定先に特に有利な金額であるとされる可能性も完全には否定できないため、念のため、会社法第199条第2項に基づく有利発行に係る株主総会での特別決議による承認を得ることを条件として本種類株式を発行することといたしました。

（2）発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

当社は、A種種類株式を200,000株、B種種類株式を25,000株発行することにより、総額225,000百円を調達いたしますが、上述した本種類株式の発行の目的及び資金使途が合理性を有していることによ照らしますと、本種類株式の発行数量も合理的であると判断しております。

また、本種類株式については、株主総会における議決権はありませんが、本種類株式の普通株式を対価とする取得請求権の行使により、既存株主の皆様に対し希薄化の影響が生じる可能性があります。本種類株式の全部について普通株式を対価とする取得請求権が行使されたと仮定すると、本種類株式の累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額がいずれも存在しない状態で、A種種類株式で最大で議決権数2,000,000個、B種種類株式で最大で議決権数350,000個の普通株式が交付されることとなり、全てを合計すると平成27年3月末現在の株主名簿に基づく当社の発行済普通株式に係る議決権総数である1,685,433個に対する割合は約139.4%（A種種類株式の最大の希薄化率は約118.7%、B種種類株式の最大の希薄化率は約20.8%）となります。

このように、本種類株式の取得請求権の行使により当社の普通株式が交付された場合には、株式の希薄

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

化が生じることとなります。①本種類株式の発行による自己資本の増強が財務体質の安定化に資すること、②A種種類株式については、払込期日から4年後である平成31年6月30日までは本件引受金融機関は普通株式を対価とする取得請求権を行使できない設計となっており、普通株式の早期の希薄化を回避し、本計画の実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されているとともに、平成28年7月1日以降（B種種類株式が自己株式を除き発行されていない限り）いつでも行使可能な金銭を対価とする取得条項を行使することにより、平成31年7月1日以降行使可能となる普通株式を対価とする取得請求権を行使させないことが可能となる設計がなされていること、③B種種類株式の引受契約書において、転換制限解除事由が発生しない限り、払込期日から3年後である平成30年6月30日まではJISは普通株式を対価とする取得請求権を行使しない旨の合意がなされており、普通株式の早期の希薄化を回避し、本計画の実行による企業価値向上のための時間的猶予が確保されているとともに、平成28年7月1日以降いつでも行使可能な金銭を対価とする取得条項を行使することにより、原則として平成30年7月1日以降行使可能となる普通株式を対価とする取得請求権を行使させないことが可能となる設計がなされていること、④本種類株式に関する普通株式を対価とする取得請求権について修正後の取得価額に下限を設定していることにより、希薄化によって既存株主の皆様に生じる影響をより少なくするための方策を講じております。このような観点から、当社としては、本種類株式の発行により生じ得る希薄化の規模も合理性があると判断しております。

6. 割当予定先の選定理由等

（1）割当予定先の概要

① A種種類株式

a. 名 称	株式会社みずほ銀行
b. 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目5番5号
c. 代表者の役職・氏名	頭取 林 信秀
d. 事 業 内 容	銀行業
e. 資 本 金	1,404,065百万円（平成26年9月末現在）
f. 設 立 年 月 日	大正12年5月7日
g. 発 行 済 株 式 数	19,911,223株（平成26年9月末現在）
h. 決 算 期	3月31日
i. 従 業 員 数	（連結）34,963人（平成26年9月末現在）
j. 主 要 取 引 先	一般個人及び法人
k. 大株主及び議決権比率	株式会社みずほフィナンシャルグループ 100.00%（平成26年9月末）
1. 当事会社間の関係	
資 本 関 係	当社普通株式を2.46%保有しております。（平成27年3月末現在）
人 的 関 係	当社役員への転籍1名、当社の従業員への出向者3名がおります。
取 引 関 係	当社グループに対して350,524百万円の融資を行っております。（平成27年3月末現在）
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

m. 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連 結 純 資 産	4,732,660	5,359,529	7,896,118
連 結 総 資 産	94,621,163	104,051,669	149,043,219
1株当たり連結純資産(円)	216,544.16	254,226.60	393,262.23
連 結 経 常 収 益	1,350,920	1,547,693	2,020,951
連 結 経 常 利 益	352,669	358,393	765,580
連 結 当 期 純 利 益	280,873	259,898	488,678
1株当たり連結当期純利益(円)	17,389.87	16,091.18	30,255.76
1株当たり配当金(円)	普通株式 8,695 第二回第四種優先株式 42,000 第八回第八種優先株式 47,600 第十一回第十三種優先株式 16,000	普通株式 8,046 第二回第四種優先株式 42,000 第八回第八種優先株式 47,600 第十一回第十三種優先株式 16,000	普通株式 17,878 第二回第四種優先株式 42,000 第八回第八種優先株式 47,600 第十一回第十三種優先株式 16,000

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

みずほ銀行は、東京証券取引所市場第一部に上場している株式会社みずほフィナンシャルグループが議決権の100%を保有する国内金融機関であり、銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であることから、暴力若しくは威力を用い、又は詐欺その他犯罪行為を行うことにより経済利益を享受しようとする個人、法人、その他の団体（以下、「特定団体等」といいます。）との関係はないものと判断しております。

a. 名 称	株式会社三菱東京UFJ銀行
b. 所 在 地	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
c. 代表者の役職・氏名	頭取 平野 信行
d. 事 業 内 容	銀行業
e. 資 本 金	1,711,958百万円（平成26年9月末現在）
f. 設 立 年 月 日	大正8年8月15日
g. 発 行 済 株 式 数	12,707,738,122株（平成26年9月末現在）
h. 決 算 期	3月31日
i. 従 業 員 数	（連結）77,727人（平成26年9月末現在）
j. 主 要 取 引 先	一般個人及び法人
k. 大株主及び議決権比率	株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 100.00%（平成26年9月末現在）
l. 当 事 会 社 間 の 関 係	
資 本 関 係	当社普通株式を2.45%保有しております。（平成27年3月末現在）
人 的 関 係	当社役員への転籍1名、当社の従業員への出向者1名がおります。
取 引 関 係	当社グループに対して372,720百万円の融資を行っております。（平成27年3月末現在）
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	該当事項はありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

m. 最近3年間の経営成績及び財政状態			
決算期	平成24年3月期	平成25年3月期	平成26年3月期
連 結 純 資 産	9,262,169	10,658,841	11,741,453
連 結 総 資 産	171,663,939	181,625,557	201,614,685
1株当たり連結純資産(円)	620.62	729.93	798.38
連 結 経 常 収 益	3,295,914	3,419,307	3,599,428
連 結 経 常 利 益	931,709	1,070,928	1,217,534
連 結 当 期 純 利 益	544,324	673,514	754,323
1株当たり連結当期純利益(円)	42.57	53.07	59.62
1株当たり配当金(円)	普通株式 11.64 第一回第六種優先株式 210.90 第一回第七種優先株式 115.00	普通株式 11.19 第一回第六種優先株式 105.45 第一回第七種優先株式 115.00	普通株式 17.85 第一回第七種優先株式 115.00

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

三菱東京UFJ銀行は、東京証券取引所市場第一部に上場している株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが議決権の100%を保有する国内金融機関であり、銀行法に基づく免許を受けて銀行業を営む銀行であることから、特定団体等との関係はないものと判断しております。

② B種種類株式

a. 名 称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合	
b. 所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	
c. 設 立 根 拠 等	投資事業有限責任組合契約に関する法律	
d. 組 成 目 的	有価証券の取得等	
e. 組 成 日	平成22年11月16日	
f. 出 資 者	株式会社日本政策投資銀行 株式会社みずほ銀行 株式会社三井住友銀行 株式会社三菱東京UFJ銀行 三菱商事株式会社 ドイツ銀行東京支店	
g. 業務執行組合員の概要 (無限責任組合) (General Partner)	名 称	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ株式会社
	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目5番1号
	代 表 者 の 役職・氏名	代表取締役社長 斎藤 進一
	事 業 内 容	有価証券の取得及び保有等
	資 本 金	100,000,000円

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

h. 上場会社と当該 ファンドとの間の関係	上場会社と 当該ファンド との間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係はありません。
	上場会社と業 務執行組合員 との間の関係	資本関係、取引関係及び人的関係はありません。

割当予定先の業務執行組合員の代表者に対する面談等を通じ、割当予定先及びその出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことを確認しております、その旨の確認書を東京証券取引所に提出しております。

(2) 割当予定先を選定した理由

① A種種類株式

A種種類株式については、A種種類株式の発行により払い込まれる金銭を、みずほ銀行グループ及び三菱東京UFJ銀行グループから当社及び当社子会社が借り入れている有利子負債の弁済のための資金として使用する予定であります。この結果、当社の有利子負債が圧縮され、財務体質の改善を図ることが可能となります。また、当社としてもA種種類株式の発行により、みずほ銀行及び三菱東京UFJ銀行には今後も当社をご支援いただきたいと考えております。かかる理由により、当社はみずほ銀行及び三菱東京UFJ銀行を割当予定先として選定いたしました。

② B種種類株式

B種種類株式の発行に際し、当社の中長期的な企業価値向上に向けた経営方針、B種種類株式の発行の目的・商品性に対して賛同いただける投資家を検討した結果、国内で一定の投資実績を有するJISに対してB種種類株式を発行することいたしました。

なお、当社とJISとの間では、当社に対する出資に関する事項について、以下の内容を含む契約を締結することを決議しております。

a. 当社の遵守事項

当社は、JISが一定数以上のB種種類株式を保有する限り、①当社が本計画が達成されるよう合理的な最善の努力を尽くすこと、②JISの指名する者2名を当社の非常勤の社外取締役として選任する議題及び議案を当社の株主総会に上程し、かかる議案が承認されるように合理的な最善の努力を尽くすこと、③JISと共同で、本計画の進捗状況等を確認又は協議するためのモニタリング会議を設置・開催すること、④当社及び当社子会社の定款等の変更、株式等の発行、自己株式の取得、剰余金の配当（但し、当社が行う場合のみ）、一定の重要な資産の処分、一定の組織再編行為、一定の借入・保証等、倒産処理手続の申立等、本計画の変更、その他株主総会の特別決議をする行為等を行う場合に、JISの事前の承諾を得ること（但し、JISはかかる承諾を不合理に拒絶又は留保してはならないものとされています。）、⑤JISに対して、法令遵守状況等の一定の報告を行うこと、⑥B種種類株式に係る剰余金の分配を実現するための分配可能額及び資金を創出するべく必要な措置をとるよう合理的に努力すること、⑦当社が当事者となっている一定の借入契約等に規定されている財務制限条項に当社が違反し、若しくは重大な債務不履行事由等に当社が該当する場合又は当社がJISとの間で締結した引受け契約書に定める義務に重大な点で違反した場合、本計画の抜本的な改善を行うこと等を、JISに誓約しています。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

b. 取得請求権の行使制限

J I Sは、払込期日以降平成30年6月30日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、B種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできません。なお、J I Sが、平成30年6月30日までの間、その保有するB種種類株式の全部又は一部を譲渡又は処分する場合、J I Sは、予めその相手方をして、上記の普通株式を対価とする取得請求権の行使制限に関する義務を遵守することを当社に対して約させるものとされています。

c. 払込義務の前提条件

本定時株主総会における本定款変更、本種種類株式の発行、本資本金等の額の減少及びJ I Sが予め指名する2名の当社社外取締役への選任に係る各議案の承認、本件引受金融機関によるA種種類株式に係る払込みの完了並びにJ I Sが合理的に満足する金融機関等調整に関する同意書の取得等が、J I SによるB種種類株式に係る払込義務の履行の前提条件となっております。

(3) 割当予定先の保有方針

① 本件引受金融機関

当社と本件引受金融機関との間に、A種種類株式の保有方針に関する取り決めはございませんが、当社としましては、A種種類株式を中長期的に保有していただきたいと考えております。

なお、譲渡によるA種種類株式の取得については、当社取締役会の承認を要します。

② J I S

当社は、J I Sから、原則として、B種種類株式を中期的に保有する方針である旨の説明を受けております。

J I Sは、払込期日以降平成30年6月30日までの間、転換制限解除事由が発生しない限り、B種種類株式について普通株式を対価とする取得請求権を行使することはできません。

なお、譲渡によるB種種類株式の取得については、当社取締役会の承認を要します。また、当社はJ I Sが払込期日から2年間において、割当株式であるB種種類株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、J I Sから払込期日までに確約書を得る予定であります。

(4) 割当予定先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本件引受金融機関については、本件引受金融機関の財務諸表を確認した結果、払込金額に相当する額以上の現金が流動資産として計上されており、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

また、J I Sについては、同社から払込期日までに払込みに要する資金の準備が完了できる旨の報告を得ており、さらに出資者の財務諸表を確認するなどし、払込期日までに割当予定株式を引き受けるのに十分な資金を確保できるものと判断しております。

7. 募集後の大株主及び持株比率

(1) 普通株式

本種種類株式による潜在株式数につきましては、現時点において合理的に見積もることが困難なことから、本種種類株式募集後の普通株式の大株主及び持株比率の算出にあたっては計算に含めておりません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

募集前（平成 27 年 3 月 31 日現在）	募 集 後
日本生命保険相互会社	2.78%
明治安田生命保険相互会社	2.69%
QUALCOMM INCORPORATED	2.47%
株式会社みずほ銀行	2.46%
株式会社三菱東京UFJ銀行	2.45%
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS	2.17%
ACCOUNT ESCROW	
株式会社マキタ	2.11%
サムスン電子ジャパン株式会社	2.10%
シャープ従業員持株会	1.79%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	1.60%

(注) 上表における持株比率は、平成 27 年 3 月末現在の株主名簿に基づき、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

(2) A種種類株式

募集前（平成 27 年 5 月 14 日現在）	募 集 後
該当なし	株式会社みずほ銀行 50.00%
	株式会社三三菱東京UFJ銀行 50.00%

(3) B種種類株式

募集前（平成 27 年 5 月 14 日現在）	募 集 後
該当なし	ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壱号投資事業有限責任組合 100.00%

8. 今後の見通し

本種類株式の発行により、当社の財務体質の安定化を図ります。なお、今後の見通しにつきましては、当社が本日別途発表しております「2015～2017 年度 中期経営計画の策定に関するお知らせ」、及び「平成 27 年 3 月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」に記載の平成 28 年 3 月期の連結業績予想をご参照ください。

9. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本種類株式の発行は、希薄化率が 25%以上となることから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条第 2 号に定める株主の意思確認手続きとして、本定時株主総会において特別決議による承認を得る予定です。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績(連結)

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
連結売上高	2,478,586百万円	2,927,186百万円	2,786,256百万円
連結営業利益	△146,266百万円	108,560百万円	△48,065百万円
連結経常利益	△206,488百万円	53,277百万円	△96,526百万円
連結当期純利益	△545,347百万円	11,559百万円	△222,347百万円
1株当たり連結当期純利益	△489.83円	8.09円	△131.51円
1株当たり配当金	一円	一円	一円
1株当たり連結純資産	106.90円	115.43円	17.84円

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況(平成27年3月31日現在)

	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	1,701,214,887株	100.00%
現時点の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

(3) 最近の株価の状況

① 最近3年間の状況

	平成25年3月期	平成26年3月期	平成27年3月期
始 値	606円	271円	314円
高 値	607円	633円	341円
安 値	142円	234円	219円
終 値	272円	314円	235円

② 最近6か月間の状況

	平成26年 11月	12月	平成27年 1月	2月	3月	4月
始 値	291円	283円	267円	229円	255円	235円
高 値	305円	291円	271円	258円	258円	289円
安 値	278円	260円	219円	226円	226円	229円
終 値	283円	268円	232円	254円	235円	260円

③ 発行決議日前営業日における株価

	平成27年5月13日
始 値	212円
高 値	217円
安 値	200円
終 値	202円

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

① 公募増資

払込期日	平成25年10月15日
調達資金の額	108,003,880,000円(差引手取概算額)
発行価額	1株につき279円
募集時における発行済株式数	1,188,491,887株
当該募集による発行株式数	408,000,000株
募集後における発行済株式総数	1,596,491,887株
発行時における当初の資金用途	<ul style="list-style-type: none"> a. 国内及び新興国向け液晶テレビ用開発／生産設備等 17,400百万円 b. 国内向け通信端末用開発／生産設備等 14,100百万円 c. インドネシア新工場設備等 44,500百万円 d. デジタル複合機向け開発／生産設備等 16,700百万円 e. 国内向け高出力モデル向け開発設備等 8,300百万円 f. カメラモジュール／GaN(窒素ガリウム)パワーデバイス開発／生産設備等 33,500百万円 g. 高精細化、歩留まり改善のための設備投資等 86,000百万円 h. 重点5事業領域の開拓を含む研究開発設備等 21,000百万円
発行時における支出予定期	<ul style="list-style-type: none"> a. 平成25年度～平成27年度 b. 平成25年度～平成27年度 c. 平成25年度～平成27年度 d. 平成25年度～平成27年度 e. 平成25年度～平成27年度 f. 平成25年度～平成27年度 g. 平成25年度～平成27年度 h. 平成25年度～平成27年度
現時点における充当状況	a.～h. 当初の予定どおりに充当済み

(注)「発行時における当初の資金用途」の欄に記載している金額につきましては、公募増資による調達資金、下記「⑥ 第三者割当増資」による調達資金、自己資金及び借入金を含めた投資予定額を記載しております。

② 第三者割当増資

払込期日	平成24年12月27日
調達資金の額	4,711,680,000円(差引手取概算額)
発行価額	1株につき164円
募集時における発行済株式数	1,110,699,887株
当該募集による発行株式数	30,120,000株
募集後における発行済株式総数	1,140,819,887株

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

割 当 先	QUALCOMM INCORPORATED 30,120,000 株
発行時における 当初の資金使途	a. 次世代MEMSディスプレイ開発経費 3,300 百万円 b. 次世代MEMSディスプレイ開発用設備投資 1,400 百万円
発行時における 支出予定期	a. 平成24年12月～平成25年3月 b. 平成24年12月～平成25年3月
現時点における 充当状況	a.～b. 当初の予定どおりに充当済み

③ 第三者割当増資

払込期日	平成25年3月28日
調達資金の額	10,134,160,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	1株につき290円
募集時における 発行済株式数	1,140,819,887 株
当該募集による 発行株式数	35,804,000 株
募集後における 発行済株式総数	1,176,623,887 株
割当先	サムスン電子ジャパン株式会社 35,804,000 株
発行時における 当初の資金使途	a. 液晶ディスプレイの高精細化のための新規技術導入 6,900 百万円 b. タブレット端末や高精細ノートパソコンといったモバイル機器関連の液晶製造設備の合理化等に係る投資等 3,234 百万円
発行時における 支出予定期	a. 平成25年4月～平成27年3月 b. 平成25年4月～平成27年3月
現時点における 充当状況	a.～b. 当初の予定どおりに充当済み

④ 第三者割当増資

払込期日	平成25年6月24日
調達資金の額	5,852,736,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	1株につき502円
募集時における 発行済株式数	1,176,623,887 株
当該募集による 発行株式数	11,868,000 株
募集後における 発行済株式総数	1,188,491,887 株
割当先	QUALCOMM INCORPORATED 11,868,000 株
発行時における 当初の資金使途	a. 次世代MEMSディスプレイ生産技術開発経費 1,200 百万円 b. 次世代MEMSディスプレイ生産技術開発用設備投資 4,653 百万円
発行時における 支出予定期	a. 平成25年6月～平成26年12月 b. 平成25年6月～平成26年12月

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現時点における充當状況	a.～b. 支出予定時期を過ぎているものの、当初の資金使途に基づき充当中
-------------	--------------------------------------

⑤ 第三者割当増資

払込期日	平成25年10月22日
調達資金の額	17,390,717,000円(差引手取概算額)
発行価額	1株につき279円
募集時における発行済株式数	1,596,491,887株
当該募集による発行株式数	62,723,000株
募集後における発行済株式総数	1,659,214,887株
割当先	株式会社デンソー 8,960,000株 株式会社マキタ 35,842,000株 株式会社LIXIL 17,921,000株
発行時における当初の資金使途	a. 株式会社デンソー：車載事業分野における協業推進のための専門組織の立ち上げ及び活動費等を含む事業運営資金 2,478百万円 b. 株式会社マキタ：電動工具・家庭用機器・OPE(Outdoor Power Equipment)分野等の商品拡大のための生産設備、開発設備への投資 4,000百万円 c. 株式会社マキタ：電動工具・家庭用機器・OPE(Outdoor Power Equipment)分野等の商品拡大に向けた技術開発のための経費 5,946百万円 d. 株式会社LIXIL：家電技術と建材技術を融合した新たな製品の共同開発のための生産設備、開発設備への投資費用 2,000百万円 e. 株式会社LIXIL：その他共同開発の達成又は開発製品の製造に資する費用 2,967百万円
発行時における支出予定期	a. 平成25年9月～平成27年8月 b. 平成25年10月～平成30年9月 c. 平成25年10月～平成30年9月 d. 平成25年10月～平成27年9月 e. 平成25年10月～平成27年9月
現時点における充當状況	a.～e. 当初の資金使途に基づき充当中

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

⑥ 第三者割当増資

払込期日	平成 25 年 11 月 12 日
調達資金の額	11,133,120,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	1 株につき 267.36 円
募集時における 発行済株式数	1,659,214,887 株
当該募集による 発行株式数	42,000,000 株
募集後における 発行済株式総数	1,701,214,887 株
割当先	野村證券株式会社
発行時における 当初の資金使途	上記「① 公募増資」をご参照ください。
発行時における 支出予定期	上記「① 公募増資」をご参照ください。
現時点における 充当状況	上記「① 公募増資」をご参照ください。

11. 本種類株式の発行日程

平成 27 年 5 月 14 日 (木)	本種類株式の発行に係る取締役会決議 本種類株式の発行議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議 本件引受金融機関及び J I S との株式引受契約の締結
平成 27 年 6 月 23 日 (火)	本定時株主総会決議 (予定)
平成 27 年 6 月 30 日 (火)	払込期日 (予定)

12. 発行要項

別紙 1 「A 種種類株式発行要項」及び別紙 2 「B 種種類株式発行要項」をご参照ください。

IV. 本定款変更について

1. 本定款変更の目的

A 種種類株式及び B 種種類株式の発行を可能とするために、新たな種類の株式として A 種種類株式及び B 種種類株式を追加し、A 種種類株式及び B 種種類株式に関する規定を新設するとともに、A 種種類株式及び B 種種類株式の取得請求権の行使による普通株式の発行に備えて、発行可能株式総数及び普通株式の発行可能種類株式総数を増加するものであります。

また、当社及び当子会社における事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、今後の事業展開に備えるため、以下の事業に関する事項を目的に追加し、また、これに伴う号数の変更等を行うものです。

- ・MEMS※ディスプレイなど液晶以外の表示装置の製造及び販売
- ・各種機械器具の再整備に関する事業

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

- ・電気の小売り事業
- ・農産物の生産及び販売
- ・化学製品の製造及び販売
- ・各種機械器具の製造又は農産物の生産等に関する工場の企画、運営に関する事業
- ・仮想移動体通信事業など電気通信事業

※MEMS : Micro Electro Mechanical Systems (微小電子機械システム)

さらに、「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる対象役員の範囲が変更されたことから、今後の多様な取締役及び監査役の選任の可能性を考慮し、業務執行を行わない取締役及び社外監査役でない監査役についても当社と責任限定契約を締結することができるよう規定を変更するものです。なお、当該変更につきましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 本定款変更の内容

定款変更の内容は別紙 3 「定款変更案」をご参照ください。

3. 本定款変更の日程

平成 27 年 5 月 14 日 (木)	本定款変更に係る取締役会決議 本定款変更議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議
平成 27 年 6 月 23 日 (火)	本定時株主総会決議 (予定) 本定款変更の効力発生日 (予定)

V. 本資本金等の額の減少について

1. 本資本金等の額の減少の目的

早期に財務体質の改善を図り、今後の機動的かつ柔軟な資本政策に備えるため、本資本金等の額の減少を行い、分配可能額を構成するその他資本剰余金へ振り替えることといたしました。

なお、本資本金等の額の減少については、本種類株式の発行の効力が生じることを条件とします。

2. 本資本金等の額の減少の要領

(1) 減少すべき資本金の額

233,884,726,500 円

(2) 減少すべき資本準備金の額

196,759,726,500 円

(3) 本資本金等の額の減少の方法

会社法第 447 条第 1 項及び第 448 条第 1 項の規定に基づき本資本金等の額の減少を上記のとおり行った上で、それぞれの全額をその他資本剰余金にそれぞれ振り替えます。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

3. 本資本金等の額の減少の日程

平成 27 年 5 月 14 日 (木)	本資本金等の額の減少に係る取締役会決議 本資本金等の額の減少議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議
平成 27 年 5 月 29 日 (金)	債権者異議申述公告 (予定)
平成 27 年 6 月 23 日 (火)	本定時株主総会決議 (予定)
平成 27 年 6 月 29 日 (月)	債権者異議申述最終期日 (予定)
平成 27 年 6 月 30 日 (火)	本資本金等の額の減少の効力発生日 (予定)

4. 今後の見通し

本資本金等の額の減少は、貸借対照表の純資産の部における資本金及び資本準備金をその他資本剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

VI. 本剰余金の処分について

1. 本剰余金の処分の目的

当社は、上記「V. 本資本金等の額の減少について」に記載のとおり、本資本金等の額の減少を行いますが、会社法第 452 条の規定に基づき剰余金の処分を行い、本資本金等の額の減少によって増加することとなるその他資本剰余金で繰越利益剰余金の欠損を填補することといたしました。

なお、本剰余金の処分については、本資本金等の額の減少の効力が生じることを条件とします。

2. 本剰余金の処分の要領

(1) 減少する剰余金の項目及び額

その他資本剰余金 219,780,861,290 円

(2) 増加する剰余金の項目及び額

繰越利益剰余金 219,780,861,290 円

3. 本剰余金の処分の日程

平成 27 年 5 月 14 日 (木)	本剰余金の処分に係る取締役会決議 本剰余金の処分議案に関する本定時株主総会付議に係る取締役会決議
平成 27 年 6 月 23 日 (火)	本定時株主総会決議 (予定)
平成 27 年 6 月 30 日 (火)	本剰余金の処分の効力発生日 (予定)

4. 今後の見通し

本剰余金の処分は、貸借対照表の純資産の部におけるその他資本剰余金を繰越利益剰余金の勘定とする振替処理であり、当社の純資産額に変動を生じるものではなく、当社の業績に与える影響はありません。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

(ご参考)

本資本金等の額の減少及び本剰余金の処分の効力発生後の資本金、資本準備金、その他資本剰余金及び繰越利益剰余金の額

資本金	500,000,000 円
資本準備金	125,000,000 円
その他資本剰余金	222,424,168,783 円
繰越利益剰余金	△4,257,000,000 円

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

A種種類株式発行要項

1. 株式の名称
シャープ株式会社A種種類株式（以下、「A種種類株式」という。）
2. 募集株式の数
200,000 株
3. 募集株式の払込金額
1株につき 1,000,000 円
4. 増加する資本金及び資本準備金
資本金 100,000,000,000 円（1株につき、500,000 円）
資本準備金 100,000,000,000 円（1株につき、500,000 円）
5. 払込金額の総額
200,000,000,000 円
6. 払込期日
平成 27 年 6 月 30 日
7. 発行方法
第三者割当の方法により、それぞれ以下のとおり割り当てる。
株式会社みずほ銀行 100,000 株
株式会社三菱東京 UFJ 銀行 100,000 株
8. 剰余金の配当
 - (1) A種優先配当金
本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主（以下、「A種種類株主」という。）又はA種種類株式の登録株式質権者（A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。）に対し、下記 17. (1)に定める支払順位に従い、A種種類株式 1 株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当により A種種類株式 1 株当たりに支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。）を行う。なお、A種優先配当金に、各 A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に 1 円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。
 - (2) A種優先配当金の額
A種優先配当金の額は、1,000,000 円（以下、「払込金額相当額」という。）に、それぞれの半期事業年度毎に下記算式により算定される年率（以下、「A種優先配当年率」という。）を乗じて算出した額とする（除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。）。

A種優先配当年率=日本円 TIBOR（6か月物）+2.5%

「日本円 TIBOR（6か月物）」とは、各半期事業年度の初日（但し、当該日が銀行休業日の場合は

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

その直前の銀行営業日) (以下、「A種優先配当年率決定日」という。) の午前 11 時における日本円 6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート (日本円 TIBOR) として一般社団法人全銀協 TIBOR 運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円 TIBOR (6か月物) が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日 (当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前 11 時現在の Reuters3750 ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オファード・レート (ユーロ円 LIBOR 6か月物 (360 日ベース)) として、インターベンチネンタル取引所 (ICE) によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円 TIBOR (6か月物) に代えて用いるものとする。なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日 (但し、当該配当基準日が平成 28 年 3月末日に終了する事業年度に属する場合は、平成 27 年 6月 30 日) (同日を含む。) から当該配当基準日 (同日を含む。) までの期間の実日数につき、1年を 365 日 (但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日) として日割計算を行うものとする。但し、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日として A種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係る A種優先配当金の額は、その各配当における A種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

本会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及び A種累積未払配当金相当額 (次号に定める。) の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第 758 条第 8 号口若しくは同法第 760 条第 7 号口に規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第 763 条第 1 項第 12 号口若しくは同法第 765 条第 1 項第 8 号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日として A種種類株主等に対して行われた 1 株当たりの剰余金の配当 (当該事業年度より前の各事業年度に係る A種優先配当金につき本(4)に従い累積した A種累積未払配当金相当額 (以下に定義される。) の配当を除く。) の総額が、当該事業年度に係る A種優先配当金の額 (当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算される A種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。) に達しないときは、その不足額は、当該事業年度 (以下、本(4)において「不足事業年度」という。) の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会 (以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。) の翌日 (同日を含む。) から累積額が A種種類株主等に対して配当される日 (同日を含む。) までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係る A種優先配当年率で、1 年毎 (但し、1 年目は不足事業年度定時株主総会の翌日 (同日を含む。) から不足事業年度の翌事業年度の末日 (同日を含む。) までとする。) の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1 年を 365 日 (但し、当該事業年度に閏日を含む場合は 366 日) とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第 2 位まで計算し、その小数第 2 位を四捨五入する。本号に従い累積する金額 (以下、「A種累積未払配当金相当額」という。) については、下記 17. (1) に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、下記 17. (2) に定める支払順位に従い、A種種類株式 1 株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額 (以下、「A種残余財産分配額」という。) の金額を支払う。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剩余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剩余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

A種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記8.(2)に従い計算されるA種優先配当金相当額とする（以下、A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

10. 議決権

A種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

A種種類株主は、平成31年7月1日以降いつでも、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。

(2) A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

(3) 当初取得価額

平成31年7月1日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。）。但し、当初取得価額が100円（但し、下記(6)の調整を受ける。以下、「当初下限取得価額」という。）を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当該30取引日の間に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成32年1月1日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合は翌取引日とする。以下、「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

する 30 取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値（なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該 VWAP の平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）の 95%に相当する額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）に修正され（以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。）、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が当初取得価額の 50%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。）又は当初下限取得価額のうちいずれか高い方の金額（以下、「下限取得価額」という。）を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が当初取得価額の 150%に相当する金額（円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。）（但し、下記(6)の調整を受ける。以下、「上限取得価額」という。）を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数（但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。）」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{調整前取得価額} \times \text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日）以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{調整前取得価額} \times \text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式 1 株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合（株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。）の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。）、次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1 株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以後、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以後これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

$$\begin{array}{c}
 \text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \\
 \frac{\text{(発行済普通株式数} - \text{本公司が保有する普通株式の数}) + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{普通株式1株当たりの時価}}}{\text{(発行済普通株式数} - \text{本公司が保有する普通株式の数}) + \text{新たに発行する普通株式の数}}
 \end{array}$$

- ④ 本公司に取得をさせることにより又は本公司に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は本公司に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、本公司又は本公司の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

(b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本公司はA

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。

- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸收分割、吸收分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が 2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
 - (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第 2 位まで算出し、その小数第 2 位を四捨五入する。
 - (d) 取得価額調整式に使用する普通株式 1 株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する 30 取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引の VWAP の平均値とする。
 - (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が 0.1 円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 上限取得価額、下限取得価額及び当初下限取得価額の調整
上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」、「下限取得価額」又は「当初下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。
- (7) 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目 2 番 1 号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- (8) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (9) 普通株式の交付方法
本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をした A 種種類株主に対して、当該 A 種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭を対価とする取得請求権

(1) 金銭対価取得請求権

A 種種類株主は、平成 33 年 7 月 1 日以降、(a) 償還請求日（以下に定義する。）における分配可能額（会社法第 461 条第 2 項に定める分配可能額をいう。）から、(b) 償還請求日において発行済の全ての B 種種類株式（本会社が有するものを除く。）の数に B 種残余財産分配額（B 種種類株式発行要項 9. (1) に定義される。）を乗じた額を控除した額（以下、「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月 1 日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、「償還請求日」という。）として、償還請求日の 60 取引日前までに本会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、「償還請求事前通知」という。）を行った上で、

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行について一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

本会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「償還請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本(1)においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。但し、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ本会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかつたA種種類株式については、償還請求がなされなかつたものとみなす。

(2) 債還請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部

(3) 債還請求の効力発生

償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が上記(2)に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。

13. 金銭を対価とする取得条項

本会社は、平成28年7月1日以降、金銭対価償還日（以下に定義される。）の開始時において、B種種類株式の発行済株式（本会社が有するものは除く。）が存しないときに限り、本会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償還日」という。）が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる（以下、「金銭対価償還」という。）ものとし、本会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本13.においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

14. 譲渡制限

A種種類株式を譲渡により取得するには、本会社の取締役会の承認を受けなければならない。

15. 自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

本会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

16. 株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

(1) 本会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

- (2) 本公司は、A種種類株主には、募集株式の割当を受ける権利又は募集新株予約権の割当を受け
る権利を与えない。
- (3) 本公司は、A種種類株主には、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。

17. 優先順位

- (1) A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金（B種種類株式発行要項 8.(1)に定義される。）、B種累積未払配当金相当額（B種種類株式発行要項 8.(4)に定義される。）及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者（以下、「普通株主等」と総称する。）に対する剩余金の配当の支払順位は、B種累積未払配当金相当額が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額が第3順位、A種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剩余金の配当が第5順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。
- (3) 本公司が剩余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剩余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

B種種類株式発行要項

1. 株式の名称

シャープ株式会社B種種類株式（以下、「B種種類株式」という。）

2. 募集株式の数

25,000株

3. 募集株式の払込金額

1株につき1,000,000円

4. 増加する資本金及び資本準備金

資本金 12,500,000,000円（1株につき、500,000円）

資本準備金 12,500,000,000円（1株につき、500,000円）

5. 払込金額の総額

25,000,000,000円

6. 払込期日

平成27年6月30日

7. 発行方法

第三者割当の方法により、ジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第壹号投資事業有限責任組合に25,000株を割り当てる。

8. 剰余金の配当

(1) B種優先配当金

本会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日（以下、「配当基準日」という。）の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主（以下、「B種種類株主」という。）又はB種種類株式の登録株式質権者（B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。）に対し、下記16.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、下記(2)に定める額の金銭による剰余金の配当（かかる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。）を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) B種優先配当金の金額

B種優先配当金の額は、配当基準日が平成30年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円（以下、「払込金額相当額」という。）に、7.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が平成30年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、8.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日（但し、当該配当基準日が平成28年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、平成27年6月30日）（同日を含む。）から当該配当基準日（同日を含む。）までの期間の実日数につき、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）として日割計算を行うものとする（除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。）。但し、当該配当基準日の属する事

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。

(3) 非参加条項

本会社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額（次号に定める。）の額を超えて剰余金の配当を行わない。但し、本会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号ロ若しくは同法第760条第7号ロに規定される剰余金の配当又は本会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号ロ若しくは同法第765条第1項第8号ロに規定される剰余金の配当についてはこの限りではない。

(4) 累積条項

ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当（当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本(4)に従い累積したB種累積未払配当金相当額（以下に定義される。）の配当を除く。）の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額（当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、上記(2)に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。但し、かかる計算においては、上記(2)但書の規定は適用されないものとして計算するものとする。）に達しないときは、その不足額は、当該事業年度（以下、本(4)において「不足事業年度」という。）の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会（以下、本(4)において「不足事業年度定時株主総会」という。）の翌日（同日を含む。）から累積額がB種種類株主等に対して配当される日（同日を含む。）までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が平成30年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率7.0%の利率で、当該事業年度が平成30年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率8.0%の利率で、1年毎（但し、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日（同日を含む。）から不足事業年度の翌事業年度の末日（同日を含む。）までとする。）の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日（但し、当該事業年度に閏日を含む場合は366日）とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額（以下、「B種累積未払配当金相当額」という。）については、下記16.(1)に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。

9. 残余財産の分配

(1) 残余財産の分配

本会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、下記16.(2)に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び下記(3)に定める日割未払優先配当金額を加えた額（以下、「B種残余財産分配額」という。）の金銭を支払う。但し、本(1)においては、残余財産の分配が行われる日（以下、「分配日」という。）が配当基準日の翌日（同日を含む。）から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。

(2) 非参加条項

B種種類株主等に対しては、上記(1)のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 日割未払優先配当金額

B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、上記8.(2)に従い計算されるB種優先配当金相当額とする（以下、B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。）。

10. 議決権

B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

11. 普通株式を対価とする取得請求権

(1) 普通株式対価取得請求権

B種種類株主は、平成27年7月1日以降いつでも、本会社に対して、下記(2)に定める数の普通株式（以下、「請求対象普通株式」という。）の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、「普通株式対価取得請求」という。）ができるものとし、本会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。

(2) B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数

B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、下記(3)乃至(6)で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本(2)においては、B種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。

「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下の各号の日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- ① 平成27年7月1日から平成28年6月30日まで : 1.05
- ② 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで : 1.12
- ③ 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで : 1.19
- ④ 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで : 1.26
- ⑤ 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで : 1.33
- ⑥ 平成32年7月1日以降 : 1.40

(3) 当初取得価額

248.3円

(4) 取得価額の修正

取得価額は、平成27年9月15日及びそれ以降の6か月毎の応当日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、「取得価額修正日」という。）において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日（以下、本(4)において「取得価額算定期間」という。）の株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）が発表する本会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格（以下、「VWAP」という。）の平均値（円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。なお、取得価額算定期間中に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。）の90%に相当する額（円位

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、かかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日より適用される。但し、修正後取得価額が100.0円(但し、下記(6)の調整を受ける。以下、「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が(i)初回の取得価額修正日より前においては、当初取得価額(但し、下記(5)の調整を受ける。)、(ii)初回の取得価額修正日以降、第2回の取得価額修正日より前においては、当初取得価額(但し、下記(5)の調整を受ける。)又は初回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)のうち低い方の額、(iii)第2回の取得価額修正日以降においては、当初取得価額(但し、下記(5)の調整を受ける。)、初回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)又は第2回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間に下記(5)に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は下記(5)に準じて本会社が適当と判断する値に調整される。)のうち最も低い額(但し、いずれも下限取得価額を下回らず、かつ、下記(6)の調整を受ける。以下、「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において本会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。

(5) 取得価額の調整

(a) 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。

- ① 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(但し、その時点で本会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。

- ② 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。

- ③ 下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は本会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本(5)において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

次の算式（以下、「取得価額調整式」という。）により取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日）の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日（以下、「株主割当日」という。）の翌日以降これを適用する。なお、本会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する本会社が保有する普通株式の数」、「本会社が保有する普通株式の数」は「処分前において本会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。

$$\text{調整後取得価額} = \frac{\text{調整前取得価額} \times \frac{\begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} \times \begin{array}{c} 1\text{株当たり} \\ \text{払込金額} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式数} \\ - \text{本会社が保有する} \\ \text{普通株式の数} \end{array} + \frac{\begin{array}{c} \text{普通株式} \\ 1\text{株当たりの時価} \end{array}}{\begin{array}{c} \text{（発行済普通株式数} \\ - \text{本会社が保有する普通株式の数} \\ + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array}}}}$$

- ④ 本会社に取得をさせることにより又は本会社に取得されることにより、下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合（株式無償割当ての場合を含む。）、かかる株式の払込期日（払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本④において同じ。）に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本④において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 行使することにより又は本会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本⑤において同じ。）の合計額が下記(d)に定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合（新株予約権無償割当ての場合を含む。）、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日（新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本⑤において同じ。）に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

場合にはその翌日以降、これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。但し、本⑤による取得価額の調整は、本会社又は本会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。

- (b) 上記(a)に掲げた事由によるほか、下記①乃至③のいずれかに該当する場合には、本会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知したうえ、取得価額の調整を適切に行うものとする。
- ① 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。
 - ② 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - ③ その他、発行済普通株式数（但し、本会社が保有する普通株式の数を除く。）の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。
- (c) 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- (d) 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する本会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。
- (e) 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。但し、本(e)により不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。
- (6) 上限取得価額及び下限取得価額の調整
上記(5)の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で上記(5)の規定を準用して同様の調整を行う。
- (7) 普通株式対価取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部
- (8) 普通株式対価取得請求の効力発生
普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が上記(7)に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。
- (9) 普通株式の交付方法
本会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。

12. 金銭を対価とする取得条項

本会社は、平成28年7月1日以降いつでも、本会社の取締役会が別に定める日（以下、「金銭対価償

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行について一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる(以下、「金銭対価償還」という。)ものとし、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(i)B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii)B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本12.においては、B種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号の日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。

- ① 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで : 1.12
- ② 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで : 1.19
- ③ 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで : 1.26
- ④ 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで : 1.33
- ⑤ 平成32年7月1日以降 : 1.40

13.譲渡制限

B種種類株式を譲渡により取得するには、当該B種種類株式の承認を受けなければならない。

14.自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除

当該B種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。

15.株式の併合又は分割、募集株式の割当て等

- (1) 本公司は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。
- (2) 本公司は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。
- (3) 本公司は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。

16.優先順位

- (1) A種優先配当金(A種種類株式発行要項8.(1)に定義される。)、A種累積未払配当金相当額(A種種類株式発行要項8.(4)に定義される。)、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剩余金の配当の支払順位は、B種累積未払配当金相当額が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額が第3順位、A種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剩余金の配当が第5順位とする。
- (2) A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関する一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

- (3) 本公司が剰余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。

以 上

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

定款変更案

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 通信機械器具の製造及び販売 2. 電気機械器具の製造及び販売 3. 電子応用機械器具の製造及び販売 4. 医療機械器具の製造及び販売 5. 計量機械器具の製造及び販売 6. 空調・厨房等ビル、住宅関連設備機器の製造及び販売 7. その他機械器具の製造及び販売 8. 半導体素子、液晶表示装置、太陽電池その他前各号の各種機械器具に付帯関連する装置又は部品の製造及び販売 9. 前各号の機械器具等の設置又はその製造設備に関する工事及び一般建設工事の設計・施工並びに請負の業務 10. ソフトウェアの作成及び販売 11. 前各号の各種機械器具、自動車、自動車用品等の販売、割賦購入斡旋、賃貸借及び輸出入業務 12. 発電 <u>及び</u> 電気の供給に関する業務 (新 設) (新 設) (新 設) 13. 情報通信サービス、情報処理サービス及び情報提供サービス業務 14. 信用保証、金銭の貸付及びファクタリング業務 15. 生命保険の募集及び損害保険代理業務 16. 一般旅行業務 17. 労働者派遣業務 18. 前各号に付帯関連する一切の事業及び業務	(目的) 第3条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 液晶表示装置その他の表示装置、半導体素子、太陽電池その他前各号の各種機械器具に付帯関連する装置又は部品の製造及び販売 9. 10. 11. 前各号の各種機械器具、自動車、自動車用品等の販売、割賦購入斡旋、賃貸借及び輸出入業務並びに古物の売買 12. 発電並びに電気の供給及び売買に関する業務 13. 農産物の生産及び販売 14. 化学製品の製造及び販売 15. 前各号に関連するエンジニアリング事業 16. 電気通信事業並びに情報通信サービス、情報処理サービス及び情報提供サービス業務 17. 18. 19. 20. 21. (現行どおり)
(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>25</u> 億株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>50</u> 億株とし、当会社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のとおりとする。 <u>普通株式</u> <u>50</u> 億株 <u>A種種類株式</u> <u>20</u> 万株 <u>B種種類株式</u> <u>2万5,000</u> 株
(新 設)	(A種種類株式) 第6条の2 当会社の発行するA種種類株式の内容は、次項から第11項までに定めるものとする。 ②剩余金の配当 1. A種優先配当金 当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剩余金の配当をするときは、当該剩余金の配当の基準日(以下、本条において「配

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>当基準日</u>という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたA種種類株式を有する株主(以下、「A種種類株主」という。)又はA種種類株式の登録株式質権者(A種種類株主と併せて以下、「A種種類株主等」という。)に対し、第11項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剩余金の配当(かかる配当によりA種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「A種優先配当金」という。)を行う。なお、A種優先配当金に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. A種優先配当金の金額</p> <p>A種優先配当金の額は、1,000,000円(以下、本条において「<u>払込金額相当額</u>」といふ。)に、それぞれの半期事業年度ごとに下記算式により算定される年率(以下、「A種優先配当年率」といふ。)を乗じて算出した額とする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)</p> <p>A種優先配当年率=日本円TIBOR(6か月物)+2.5%</p> <p>「日本円TIBOR(6か月物)」とは、各半期事業年度の初日(ただし、当該日が銀行休業日の場合はその直前の銀行営業日)(以下、「A種優先配当年率決定日」といふ。)の午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として一般社団法人全銀協TIBOR運営機関によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを指すものとする。当該日時に日本円TIBOR(6か月物)が公表されていない場合は、A種優先配当年率決定日(当該日がロンドンにおける銀行休業日の場合にはその直前のロンドンにおける銀行営業日)において、ロンドン時間午前11時現在のReuters3750ページに表示されるロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 6か月物(360日ベース))として、インターベンチナル取引所(ICE)によって公表される数値又はこれに準ずると認められる数値を、日本円TIBOR(6か月物)に代えて用いるものとする。</p> <p>なお、A種優先配当金の算出に際しては、配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該配当基準日が平成28年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、平成27年6月30日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてA種種類株主等に対し剩余金を配当したときは、当該配当基準日に係るA種優先配当金の額は、その各配当におけるA種優先配</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>当金の合計額を控除した金額とする。</u></p> <p><u>3. 非参加条項</u> <u>当会社は、A種種類株主等に対しては、A種優先配当金及びA種累積未払配当金相当額(次号に定める。)の額を超えて剩余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剩余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剩余金の配当についてはこの限りでない。</u></p> <p><u>4. 累積条項</u> <u>ある事業年度に属する日を基準日としてA種種類株主等に対して行われた1株当たりの剩余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るA種優先配当金につき本号に従い累積したA種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るA種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剩余金の配当が行われると仮定した場合において、第2号に従い計算されるA種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第2号ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本号において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がA種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各半期事業年度に係るA種優先配当年率で、1年ごと(ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下、「A種累積未払配当金相当額」という。)については、第11項第1号に定める支払順位に従い、A種種類株主等に対して配当する。</u></p> <p><u>③残余財産の分配</u></p> <p><u>1. 残余財産の分配</u> <u>当会社は、残余財産を分配するときは、A種種類株主等に対し、第11項第2号に定める支払順位に従い、A種種類株式1株につき、払込金額相当額に、A種累積未払配当金相当額及び第3号に定める日割未払優先配当金額を</u></p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>加えた額(以下、「A種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本条において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剩余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剩余金の配当は行われないものとみなしてA種累積未払配当金相当額を計算する。なお、A種残余財産分配額に、各A種種類株主等が権利を有するA種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. 非参加条項</p> <p>A種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</p> <p>3. 日割未払優先配当金額</p> <p>A種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてA種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第2項第2号に従い計算されるA種優先配当金相当額とする(以下、本条においてA種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)。</p> <p>④議決権</p> <p>A種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</p> <p>⑤普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>1. 普通株式対価取得請求権</p> <p>A種種類株主は、平成31年7月1日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るA種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該A種種類株主に対して交付するものとする。</p> <p>2. A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</p> <p>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るA種種類株式の数に、A種残余財産分配額を乗じて得られる額を、第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係る</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>A種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>3. 当初取得価額</p> <p>平成31年7月1日に先立つ連続する30取引日の株式会社東京証券取引所(以下、「東京証券取引所」という。)が発表する当会社の普通株式の普通取引の売買高加重平均価格(以下、「VWAP」という。)の平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。)。ただし、当初取得価額が100円(ただし、第6号の調整を受ける。以下、本条において「当初下限取得価額」という。)を下回る場合には、当初取得価額は当初下限取得価額とする。なお、当該30取引日の間に第5号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は第5号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において当会社普通株式の普通取引が行われる日をいい、VWAPが発表されない日は含まないものとし、以下同様とする。</p> <p>4. 取得価額の修正</p> <p>取得価額は、平成32年1月1日及びそれ以降の6か月ごとの応当日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本号において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。)の95%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、本条においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日から適用される。ただし、修正後取得価額が当初取得価額の50%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(ただし、第6号の調整を受ける。)又は当初下限取得価額のうちいざれか高い方の金額(以下、本条において「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が当初取得価額の150%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(ただし、第6号の調整を受ける。以下、本条において「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。</p> <p>5. 取得価額の調整</p> <p>a 以下に掲げる事由が発生した場合には、それ</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>ぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てる場合、次の算式により、取得価額を調整する。なお、株式無償割当てる場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。</p> $\frac{\text{分割前発行済}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{分割後発行済}}{\text{普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当てる効力が生ずる日(株式無償割当てるに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。</p> <p>(b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p> $\frac{\text{併合前発行済}}{\text{普通株式数}} = \frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{併合後発行済}}{\text{普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>(c) 本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当てる場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、本条において「取得価額調整式」という。)により、取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基</p>
	<p>ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。</p>
	<p>- 46 -</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>準日(以下、本条において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</u></p> $ \begin{array}{c} \text{新たに発行する} \\ \text{普通株式の数} \\ \times \\ (\text{発行済普通株式数}) \quad \frac{1\text{株当たり}}{\text{払込金額}} \\ \hline \text{当会社が保有する普通株式の数} \quad + \quad \frac{\text{普通株式1株}}{\text{当たりの時価}} \\ \hline \text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{(\text{発行済普通株式数} - \text{当会社が保有する普通株式の数})}{\text{払込金額}} \\ \hline \text{取得価額} \quad + \text{新たに発行する普通株式の数} \end{array} $ <p>(d) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(e) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。)の合計額が本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本(e)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>b 本号aに掲げた事由によるほか、本号b(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社はA種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>(a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>慮する必要があるとき。</p> <p>(c) その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>c 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>d 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</p> <p>e 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本eにより不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>6. 上限取得価額、下限取得価額及び当初下限取得価額の調整 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額、下限取得価額及び当初下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」、「下限取得価額」又は「当初下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。</p> <p>7. 普通株式対価取得請求受付場所 株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>8. 普通株式対価取得請求の効力発生 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</p> <p>9. 普通株式の交付方法 当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたA種種類株主に対して、当該A種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</p> <p>⑥金銭を対価とする取得請求権</p> <p>1. 金銭対価取得請求権 A種種類株主は、平成33年7月1日以降、(a)償還請求日(以下に定義する。)における分配可能額(会社法第461条第2項に定める分配可能額をいう。)から、(b)償還請求日において発行済の全てのB種種類株式(当会社が有するものを除く。)の数にB種残余財産分配額(次条第3項第1号に定義される。)を乗じた額を控除した額(以下、本条において「償還請求可</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>能額」という。)が正の値であるときに限り、 <u>毎月1日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。)を償還請求が効力を生じる日</u> <u>(以下、本条において「償還請求日」という。)</u> <u>として、償還請求日の60取引日前までに当会社に対して書面による通知(撤回不能とする。</u> <u>以下、本条において「償還請求事前通知」という。)を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得すること</u> <u>(以下、本条において「償還請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。ただし、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかつたものとみなす。</u></p> <p>2. 債還請求受付場所</p> <p>株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</p> <p>3. 債還請求の効力発生</p> <p>償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が前号に記載する償還請求受付場所に到達したときに発生する。償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</p> <p>⑦金銭を対価とする取得条項</p> <p>当会社は、平成28年7月1日以後、金銭対価償還日(以下に定義される。)の開始時において、B種種類株式の発行済株式(当会社が有するものは除く。)が存しないときに限り、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することの目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>価として、A種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。</u>なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p><u>⑧譲渡制限</u> A種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。</p> <p><u>⑨自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u> 当会社が株主総会の決議によってA種種類株主との合意により当該A種種類株主の有するA種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</p> <p><u>⑩株式の併合又は分割、募集株式の割当て等</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 当会社は、A種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。 2. 当会社は、A種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。 3. 当会社は、A種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。 <p><u>⑪優先順位</u></p> <ol style="list-style-type: none"> 1. A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金(次条第2項第1号に定義される。)、B種累積未払配当金相当額(次条第2項第4号に定義される。)及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者(以下、「普通株主等」と総称する。)に対する剰余金の配当の支払順位は、B種累積未払配当金相当額が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額が第3順位、A種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。 2. A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る剰余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る剰余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る剰余財産の分配を第2順位、普通株式に係る剰余財産の分配を第3順位とする。 3. 当会社が剰余金の配当又は剰余財産の分配を行う額が、ある順位の剰余金の配当又は剰余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該剰余金の配当又は剰余財産の分配を行わない。

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p>い場合は、当該順位の剰余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剰余金の配当又は残余財産の分配を行う。</p> <p>(B種種類株式) <u>第6条の3 当会社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第10項までに定めるものとする。</u></p> <p>②剰余金の配当</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>B種優先配当金</u> <u>当会社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、本条において「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下、「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。)に対し、第10項第1号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。)を行う。なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u> 2. <u>B種優先配当金の金額</u> <u>B種優先配当金の額は、配当基準日が平成30年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円(以下、本条において「払込金額相当額」という。)に、7.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が平成30年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、8.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該配当基準日が平成28年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、平成27年6月30日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</u> 3. <u>非参加条項</u> <u>当会社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額(次号に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行</u>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>わない。ただし、当会社が行う吸收分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</u></p> <p><u>4. 累積条項</u></p> <p><u>ある事業年度に属する日を基準日としてB種種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本号に従い累積したB種累積未払配当金相当額(以下に定義される。)の配当を除く。)の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2号に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第2号ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。)に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本号において「不足事業年度」という。)の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。)の翌日(同日を含む。)から累積額がB種種類株主等に対して配当される日(同日を含む。)までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が平成30年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率7.0%の利率で、当該事業年度が平成30年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率8.0%の利率で、1年ごと(ただし、1年目は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。)から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。)までとする。)の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下、「B種累積未払配当金相当額」という。)については、第10項第1号に定める支払順位に従い、B種種類株主等に対して配当する。</u></p> <p><u>③残余財産の分配</u></p> <p><u>1. 残余財産の分配</u></p> <p><u>当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第10項第2号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下、「B種残余財産分配額」という。)の金額を支払う。ただし、本号において</u></p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>は、残余財産の分配が行われる日(以下、本条において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剩余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剩余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</p> <p>2. 非参加条項 <u>B種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。</u></p> <p>3. 日割未払優先配当金額 <u>B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第2項第2号に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、本条においてB種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。)。</u></p> <p>④議決権 <u>B種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。</u></p> <p>⑤普通株式を対価とする取得請求権</p> <p>1. 普通株式対価取得請求権 <u>B種種類株主は、平成27年7月1日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。</u></p> <p>2. B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数 <u>B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、B種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び</u></p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>日割未払優先配当金額を計算する。また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</p> <p>「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下のa乃至fの日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下のa乃至fに定める数値をいう。</p> <p>a 平成27年7月1日から平成28年6月30日まで : 1.05 b 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで : 1.12 c 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで : 1.19 d 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで : 1.26 e 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで : 1.33 f 平成32年7月1日以降 : 1.40</p> <p>3. 当初取得価額 248.3円</p> <p>4. 取得価額の修正 取得価額は、平成27年9月15日及びそれ以降の6ヶ月ごとの応当日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。)において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本号において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。なお、取得価額算定期間に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。)の90%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、本条においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日から適用される。ただし、修正後取得価額が100.0円(ただし、第6号の調整を受ける。以下、本条において「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が(i)初回の取得価額修正日より前においては、当初取得価額(ただし、次号の調整を受ける。)、(ii)初回の取得価額修正日以降、第2回の取得価額修正日より前においては、当初取得価額(ただし、次号の調整を受ける。)又は初回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>価額算定期間に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。)のうち低い方の額、(iii)第2回の取得価額修正日以降においては、当初取得価額(ただし、次号の調整を受ける。)、初回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。)又は第2回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。)のうち最も低い額(ただし、いずれも下限取得価額を下回らず、かつ、第6号の調整を受ける。以下、本条において「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。</p> <p>5. 取得価額の調整</p> <p>a 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。</p> <p>(a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により、取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当会社が保有する普通株式を除く。)」とそれぞれ読み替える。</p> $\frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ <p>調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。</p> <p>(b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	$\frac{\text{調整後}}{\text{取得価額}} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\frac{\text{併合前発行済}}{\text{普通株式数}}}{\frac{\text{併合後発行済}}{\text{普通株式数}}}$ <p style="margin-left: 200px;">調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。</p> <p>(c) 本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。)の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、本条において「取得価額調整式」という。)により、取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、本条において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当会社が保有する普通株式の数」、「当会社が保有する普通株式の数」は「処分前において当会社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。</p> $\frac{\text{新たに発行する}}{\text{普通株式の数}} \times \frac{\text{1株当たり}}{\text{払込金額}} - \frac{\text{当会社が保有する普}}{\text{通株式の数}} + \frac{\text{普通株式1株}}{\text{当たりの時価}} \\ \text{調整後} = \frac{\text{調整前}}{\text{取得価額}} \times \frac{\text{取得価額}}{\text{(発行済普通株式数 - 当会社が保有する普通}} \\ \text{株式の数)}} + \frac{\text{新たに発行する普通株式の数}}{\text{+新たに発行する普通株式の数}}$ <p>(d) 当会社に取得をさせることにより又は当会社に取得されることにより、本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。</p> <p>(e) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。)の合計額が本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p>合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本(e)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。</p> <p>b 本号aに掲げた事由によるほか、本号b(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。</p> <p>(a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社がその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>(b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(c) その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。</p> <p>c 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。</p> <p>d 取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</p> <p>e 取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本eにより不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</p> <p>6. 上限取得価額及び下限取得価額の調整 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。</p> <p>7. 普通株式対価取得請求受付場所</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行について一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>株主名簿管理人事務取扱場所 東京都中央区八重洲一丁目2番1号</u> <u>みずほ信託銀行株式会社 本店証券代行部</u></p> <p><u>8. 普通株式対価取得請求の効力発生</u> <u>普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。</u></p> <p><u>9. 普通株式の交付方法</u> <u>当会社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。</u></p> <p><u>(6)金銭を対価とする取得条項</u> <u>当会社は、平成28年7月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得すると引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金額を、B種種類株主に対して交付するものとする。</u> <u>なお、本項においては、B種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金額に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号の日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。</u> <u>1. 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで : 1.12</u> <u>2. 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで : 1.19</u> <u>3. 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで : 1.26</u> <u>4. 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで : 1.33</u> <u>5. 平成32年7月1日以降 : 1.40</u></p> <p><u>(7)譲渡制限</u> <u>B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社</u></p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>の取締役会の承認を受けなければならない。</u></p> <p><u>⑧自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除</u> 当会社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。</p> <p><u>⑨株式の併合又は分割、募集株式の割当て等</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 当会社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。</u> <u>2. 当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> <u>3. 当会社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u> <p><u>⑩優先順位</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剩余金の配当の支払順位は、B種累積未払配当金相当額が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額が第3順位、A種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剩余金の配当が第5順位とする。</u> <u>2. A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。</u> <u>3. 当会社が剩余金の配当又は残余財産の分配を行う額が、ある順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な総額に満たない場合は、当該順位の剩余金の配当又は残余財産の分配を行うために必要な金額に応じた比例按分の方法により剩余金の配当又は残余財産の分配を行う。</u>
(单元株式数)	(单元株式数)
第8条 当会社の单元株式数は、1,000株とする。	第8条 当会社の <u>普通株式の</u> 单元株式数は、1,000株とし、 <u>A種種類株式及びB種種類株式の</u> 单元株式数は、 1株とする。
(新 設)	(種類株主総会)
	第17条の2 第14条、第15条及び第17条の規定は、種類株主総会について準用する。
	<u>②第16条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定による種類株主総会の決議について、第16条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定による種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</u>
(取締役の責任免除及び社外取締役との間の責任限定契約)	(取締役の責任免除等)
第26条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を	第26条 (現行どおり)

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行について一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。

現 行 定 款	変 更 案
<p>含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除及び社外監査役との間の責任限定契約)</p> <p>第35条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(監査役の責任免除等)</p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>②当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>

ご注意:この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の新株式発行に関して一般に公表することのみを目的とする記者発表文であり、日本国内外を問わず投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。この文書に記載された予測、予想、見込みその他の将来情報は、現時点で当社が把握可能な情報及び一定の前提又は仮定に基づくものであり、今後、経済情勢をはじめ、当社の業績に影響を与える様々な既知又は未知のリスクによって、ここに述べられている見通しと実際の結果が、大きく異なる可能性があります。